

# 飯田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

<策定・改定履歴>

策定：平成 29 年 6 月 1 日

最終改定：令和 6 年 4 月 1 日

<策定者>

長野県 飯田市

## 1 プログラムの概要

### (1) 背景

当市は、平成 20 年 4 月に飯田市耐震改修促進計画を策定し、住宅耐震化率の目標の達成に向け、住宅所有者に対する普及啓発及び耐震化に要する費用への助成事業による財政的支援を積極的に行い、住宅耐震化の促進に取り組んでいる。

また、国では、住宅の耐震化促進には耐震化に係る費用負担の軽減とともに、住宅所有者の耐震化に関する理解を深めることが重要との考えの下、平成 30 年度、住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し積極的な普及啓発を行った地方公共団体に対し、重点的な支援を行うこととした。県においても、平成 30 年度から住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し取り組む市町村に対し、耐震改修に係る補助額を補助対象工事費の 5 分の 4、限度額を 100 万円まで引き上げ、住宅耐震化を促している。

こうした状況を踏まえ、当市においても、国や県の支援の下、住宅所有者に対し一層積極的な耐震化促進事業を実施するため、飯田市住宅耐震化緊急促進プログラムを策定する。

### (2) 目的

住宅耐震化を緊急的に促進すべき区域（緊急耐震重点区域）を市内全域と定め、市内全域を対象とする耐震化の普及啓発に係る取組みを計画的かつ積極的に行うことで、住宅の耐震化をさらに促進することを目的とする。

### (3) 位置付け

本プログラムは、飯田市耐震改修促進計画に定めた耐震化率の目標達成に向け、当該計画の別紙として、耐震化に関する具体的な行動方針を定めるものである。

### (4) 計画期間

本プログラムの実施期間は、飯田市耐震改修促進計画の計画期間と整合させ、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

### (5) 対象

建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）より前に建築された緊急耐震重点区域内の個人が所有する木造戸建て住宅とする。

## 2 緊急耐震重点区域の設定

飯田市耐震改修促進計画に定める住宅耐震化率の目標達成には、市内全地区に存在する住宅が耐震化を進める必要があることから、市内全域を緊急耐震重点区域に設定する。

## 3 耐震化に係る実績と目標

### (1) 令和 5 年度までの実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
耐震診断	120	400	350	395	216	188	120	140	80	60	60	40
耐震改修	—	13	19	20	19	23	20	21	18	17	20	16
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	合計	
耐震診断	30	23	46	35	38	20	22	36	28	40	2,487	
耐震改修	11	9	10	18	17	11	13	12	17	10	334	

### (2) 令和 6 年度の目標

- 住宅に対する耐震診断補助戸数 30 戸
- 住宅に対する耐震改修工事（建替えを含む）補助戸数 20 戸

## 4 取組内容

### (1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進

令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間で、住宅の耐震化の重要性や市の耐震化への支援制度を広く周知するため、市内の旧耐震基準の木造戸建て住宅へのダイレクトメールの送付や啓発動画の作成と広報を行い、住宅所有者の耐震化に向けた取組を促す。

また、建築士会等の事業者には制度の説明を行い、住宅の耐震化工事を行う施主に対して制度の利用を促すよう協力を求める。

### (2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進

耐震診断結果報告時に耐震改修補助金について案内し、翌年度に向けて耐震改修を促進する。

(3) 改修事業者の技術力向上等

長野県や長野県建築士事務所協会飯伊支部と連携し、耐震改修事業者のリストを更新し公表するとともに、県や関係団体等が実施する改修事業者の技術力向上に向けた研修会への積極的な参加を呼びかける。

(4) 広く一般に対する耐震化の普及・啓発

防災訓練や防災講演会をはじめとする防災関連の催しの開催時に住宅耐震化に関する普及・啓発を継続して実施するとともに、補助制度の説明機会を設ける。

飯田市ウェブサイトにおいて耐震改修に関するサイトの時点更新をするとともに、耐震改修の入口として耐震診断のチラシを窓口へ設置し、随時配布する。

## 5 進行管理

---

(1) 進捗状況の公表

緊急耐震重点区域である市内全域の耐震診断や耐震改修等助成実績及び戸別訪問実績を、毎年度終了後、市ホームページに公表する。

(2) フォローアップ

効果的な耐震化に取り組むため、制度改正等の必要に応じて本プログラムや飯田市耐震改修促進計画の見直しを行い、国や県の方針、市内の住宅耐震化の進捗状況等を反映させる。